

2020年度の規制改革・行政改革要望

2020年11月27日
一般社団法人全国地方銀行協会

・業務範囲規制の見直し

1．銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	継 続
2．(上記1．が実施されるまでの間)従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制の撤廃または緩和	継 続
3．(上記1．が実施されるまでの間)不動産仲介業務の解禁	
銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	継 続
信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁	継 続
4．銀行業高度化等会社への出資に係る手続きの簡素化(認可から届出へ変更)	新 規
5．銀行の特例子会社に関する規制緩和	継 続
6．銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きの簡素化(認可から届出へ変更)	継 続

・議決権保有制限(いわゆる5%・15%ルール)の見直し

7．事業承継会社に関する5%・15%ルールの例外措置の緩和	
銀行本体からの出資の許容	新 規
保有可能年数の延長	新 規
事業承継会社の非上場要件の撤廃	新 規
8．投資専門子会社の投資「専門」要件の撤廃	新 規

．銀行グループの保有リソースの最大活用

9．銀行グループによる人材派遣業務に係る規制緩和	継 続
10．銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	継 続
11．銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁	新 規
12．銀行がオペレーティングリースの媒介業務を営めることの明確化	継 続
13．銀行が自行開発システムの販売・媒介業務を営めることの明確化	継 続

．デジタル化の推進

14．税・公金の電子納付の推進	継 続
15．個人番号（マイナンバー）の銀行業務・事務での活用	新 規
16．報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築	新 規
17．預金差押通知書の電子化による預貯金照会事務との一体的なデジタル化の実現	新 規
18．外為法に基づく「支払又は支払の受領に関する報告書」の原則オンライン化	新 規
19．税務署からの書面の口座振替依頼の電子化	新 規
20．利子補給事業における申請書等への押印の廃止等	新 規

．顧客の利便性向上に資する見直し

21．銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	継 続
22．生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	継 続
23．銀証間の情報授受規制の撤廃	新 規
24．成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引時確認義務の緩和	継 続
25．税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃	継 続
26．「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	継 続

．銀行事務の合理化

27．会社法上、取締役会に決定権限がある「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」の弾力化	新規
28．銀行の中間事業年度および連結の決算公告の廃止	新規
29．四半期開示の任意化	継続
30．地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	継続
31．保険募集先における影響遮断および保険募集制限先の確認に係る口頭説明の許容	新規
32．選挙供託制度の見直し	継続

．当局届出等の簡素化

33．確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	継続
34．信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地変更届の廃止	継続
35．銀行営業所の臨時休業・業務再開に係る手続きの見直し	新規
36．業務報告書等の廃止	継続
37．金融庁検査・監督と日銀考査の連携強化	新規
38．包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」の見直し（簡素化）	継続

．業務範囲規制の見直し

要望項目	1．銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・要望理由	銀行の業務範囲規制を緩和方向で見直す。 銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する。 ○人口減少・少子高齢化が進むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済のあり方が変わる中、地方銀行に対する企業の経営改善や地方創生の支援へのニーズは高まっている。業務範囲規制の見直しにより、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスの提供が可能となれば、多様な顧客ニーズへの対応が可能となるほか、ポストコロナを見据え、地方創生に一段と積極的に取り組むことが可能となる。地方銀行が、地域における金融インフラの提供や地域経済の持続的発展への貢献という使命を引き続き果たす観点から、銀行に課されている業務範囲規制の緩和が必要と考える。 ○具体的には、取引先企業・地公体から、事業承継・事業再生、地方創生の観点からの市街地再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に係る不動産取引を仲介してほしいといったニーズが数多く寄せられている。また、地域活性化プロジェクトにおいて、コンサルティングや参加事業者のコーディネートにとどまらず、物販（在庫保有含む）や製造・加工、物流など実際の事業運営に積極的に関与してほしいとの要望も寄せられている。 ○さらに、業務範囲に制約がなくなれば、例えば、観光活性化の観点から、地域に観光客を呼び込む施策を立案・実行する旅行代理店業務を行うことや、農業の付加価値向上に向けて、ITを活用した生産管理、トレーサビリティシステムの導入支援や、生産工程管理の認証の取得支援等に、銀行グループとして取り組んでいくことも考えられる。 ○銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ（以下、銀行グループ）には業務範囲規制が課されている一方、銀行を保有する事業会社グループに同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されていない。事業会社グループに対し、事後的に規制を強化することが現実的ではないとすれば、競争条件の公	

	平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。 ○銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課せられている趣旨について、一般的に 利益相反取引の防止、 優越的地位の濫用の防止、 本業専念による効率性の発揮、 他業リスクの排除、が指摘される。 については、銀行法（利益相反管理態勢の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の防止）による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考える。 また、 本業専念による効率性の発揮については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化していく中で、限定列挙された業務範囲は、時代の変化に柔軟に対応できないと考えられる。 さらに、 他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事案は承知していない。自己資本比率規制など他の規制上の措置を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。
現行規制の根拠	銀行法第 10 条～第 12 条、第 16 条の 2 銀行法施行規則第 17 条の 3
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 銀行本体及び銀行子会社等の業務範囲規制の撤廃及び見直しについては、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難。＜金融庁＞

要望項目	2. 従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制の撤廃または緩和	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・ 要望理由	従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制を撤廃または緩和する。 ○ 要望項目「1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し」のうち、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の撤廃の検討に時間を要する場合、従属業務を営むグループ会社の一層の活用が可能となるよう、収入依存度規制を撤廃または緩和していただきたい。 ○ 現在、従属業務^(注1)を営む銀行の子会社・兄弟会社には収入依存度規制(銀行グループからの収入が総収入の50%以上であること等^(注2))が課されており、柔軟な業務運営を阻害している。 (注1) 事業用不動産の賃貸・保守点検等管理、広告宣伝、労働者派遣、事務物品購入・管理、システム管理、ATM保守等。 (注2) 2017年4月の告示改正により、システム管理やATM保守などの一部業務に係る収入依存度が総収入の40%以上へ引き下げられている。 ○ 収入依存度規制の背景は、「従属業務は銀行業からみれば他業であるため、無制限にこれを銀行グループ内で営むことは健全性確保の観点から適切でないと考えられる」(金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告<2015年12月22日>)こととされている。 ○ 銀行経営の健全性確保のための規制としては、別途、自己資本比率規制などの財務規制が存在している。事業会社を頂点とするグループについては、グループ内に銀行を保有していても業務範囲に制限はないが、そうしたグループにおいて他業リスクが顕在化した事案は承知しておらず、財務規制があれば収入依存度規制は必要ないと考える。 ○ 収入依存度規制が撤廃・緩和されれば、銀行の子会社・兄弟会社による銀行グループ外へのより柔軟なサービス提供が可能となり、グループとして金融と非金融を組み合わせた取引先支援に積極的に取り組むことが可能となる。例えば、以下のような支援に、より積極的に取り組めると考える。 ・コンサルティングと併せて、システム開発、プログラム作成・販売を行うことにより、取引先のデジタル化を支援できると考えられる。	

	・多くの取引先中小企業は人手不足に直面している。取引先中小企業の総務・経理業務を受託することにより、企業が本業に一層注力することを支援できると考えられる。 ・人材派遣業を行うことにより、取引先中小企業の人材確保を支援することができると考えられる（後掲「９．」参照）。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「各銀行における抜本的なビジネスモデルの改革も無い中、直ちに提案に対応することは困難」との回答が示されている。銀行は、現行規制の範囲内において、取引先支援に取り組んでいるものの、業務範囲について細かな制約がある中、新たなビジネスに挑戦することは困難な状況である。
現行規制の根拠	銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 11 項 平成 14 年 3 月 29 日金融庁告示第 34 号
昨年度要望に対する回答	【対応不可】 従属業務は銀行からみれば他業に当たるものの、分社化を通じて経営の効率化等を図ることを可能とする観点から、銀行等との一体性を確保することを前提として、当該業務を営む会社を子会社とすることを許容しているものである。 本規制を撤廃（又は緩和）した場合、他業リスクの回避や利益相反の防止など、銀行グループに課せられた業務範囲規制の趣旨を損なうおそれがあることから、慎重に検討する必要がある、また各銀行における抜本的なビジネスモデルの改革も無い中、直ちに提案に対応することは困難。＜金融庁＞

要望項目	3．不動産仲介業務の解禁 銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	継続項目 (2005年度より)
要望内容 ・要望理由	銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 (b) 事業再生に係る不動産の売買 (c) 担保不動産の売却 (d) 地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸	
	○ 要望項目「1．銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し」の検討に時間を要する場合、銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。 ○ 現状、地方銀行は取引先より不動産売買に関する支援をしてほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産業者を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたくないとする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のワンストップサービス提供も可能となる。 ○ また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に売却先・賃貸借先等を紹介・仲介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介を可能とすることは、地域の不動産業者にとっても有益である。 ○ メガバンクは、グループ内に不動産業務を営む信託銀行を有している。欧州の銀行も従来から不動産仲介業を扱っていると認識しており、これらを踏まえれば、銀行グループで本業務を扱うことにリスク上の問題はないと考える。 ○ 例年、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。 ○ 少なくとも、銀行業務と一体性がある次のようなケースについては、他業禁止の趣旨の観点から問題ないとする。	

	(a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 取引先から銀行に対し、不動産の売買（経営者名義の事業用不動産の売却・整理等）を含めた事業承継や相続の相談が多く寄せられる。銀行が事業承継支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (b) 事業再生に係る不動産の売買 取引先が事業再生に取り組む際、経営改善計画に遊休不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再生の実現可能性が高まる。 (c) 担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (d) 地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有している。地方銀行が関与している地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業において、こうした情報を活用し、テナント誘致に取り組むことができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地方移住への関心が高まる中、銀行が保有する空き家の情報を活用したマッチングに取り組むことができれば、移住ニーズへの迅速な対応、社会課題である空き家問題の解決に資する。
現行規制の根拠	銀行法第 12 条、第 16 条の 2
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難。＜金融庁＞

要望項目	3．不動産仲介業務の解禁 信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・要望理由	信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 ○ 要望項目「3．銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。 ○ 2002年の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の改正で、普通銀行本体での信託業務が認められた際、信託兼営金融機関が営める業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除かれたが、同法の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでよいこととされた。 ○ 制度上、同じ信託兼営金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行にのみ不動産関連業務の取扱いが認められていることは不合理である。 ○ 2002年の法改正時から存在していた信託銀行は不動産業務を扱っていることを考えると、信託兼営金融機関に不動産業務を禁じている意義はない。また、銀行間のイコールフットィングの観点から規制の不平等が生じている。 ○ また、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に関して地域間格差が生じている。	
現行規制の根拠	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難。＜金融庁＞	

要望項目	4．銀行業高度化等会社への出資に係る手続きの簡素化（認可から届出へ変更）	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	銀行または銀行持株会社が、基準議決権数（５％・１５％）を超えて銀行業高度化等会社に出資する場合の手続きを認可から届出へ変更する。 ○ 2017 年 4 月より、金融庁の認可を条件として、銀行が、銀行業高度化等会社^{（注１）}に対し、基準議決権数（５％・１５％）^{（注２）}を超えて出資することが可能となった。 （注１）情報通信技術その他の技術を活用した銀行の営む銀行業の高度化もしくは銀行の利用者の利便の向上に資する業務またはこれに資すると見込まれる業務を営む会社。 （注２）基準議決権数は、銀行とその子会社の合算で５％、銀行持株会社とその子会社の合算で１５％。 ○ 認可審査にあたり、銀行業の高度化や利用者利便の向上に資すると考える根拠等についての個別具体的な説明が求められ、認可を得るまでに相当の時間がかかっている。 ○ 銀行の子会社・兄弟会社の両方について、銀行業高度化等会社への出資に係る手続きが認可から届出となれば、銀行グループが地方創生や地域のデジタル化に資する業務に迅速に取り組むことが可能となる。 ○ 金融庁は認可審査において、出資が全額毀損した場合でも銀行等の財産・損益が良好であると見込まれること、優越的地位の濫用の著しいおそれがないこと、利益相反取引の著しいおそれがないこと、を確認するとしている。 ○ については、財務健全性が一定水準（例えば、銀行業高度化等会社としようとする会社の破綻時に損失を全てカバーできる水準）以上の銀行・銀行持株会社に限定すれば、個別の確認は必要ないとする。 については、銀行法（利益相反管理体制の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の防止）による防止措置が講じられている。	
現行規制の 根拠	銀行法施行規則第 17 条の 5 の 2 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 7 - 4	

要望項目	５．銀行の特例子会社に関する規制緩和	継続項目 (2019年度より)
要望内容 ・要望理由	銀行の特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条の認可を受けた会社）について、銀行法の業務範囲規制の対象外とする。 ○銀行の特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条の認可を受けた会社）は、銀行法の子会社の業務範囲内でデータ入力等の業務を行っている。しかし、銀行業におけるＩＴ技術の進展やペーパーレス化により、特例子会社で実施する業務量は減少傾向にある。 ○銀行の特例子会社を銀行法の業務範囲規制の対象外とすれば、例えば、製菓、農業、花の栽培など、取り組める業務の範囲が広がるため、地域の障害者雇用の維持・拡大につながるものと考えられる。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「銀行の経営の健全性を維持する観点から課されている業務範囲規制も重要」との回答が示されているが、健全性維持の観点からは財務規制で十分である。障害者雇用の維持・拡大は、官民一体で積極的に取り組むべき社会的な課題であり、本規制緩和の意義はＳＤＧｓ推進の面からも非常に大きいと考える。	
現行規制の 根拠	銀行法第16条の2 銀行法施行規則第17条の3	
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 銀行及び銀行子会社が法令に基づき障害者雇用の取組みを行うことは重要である一方、銀行の経営の健全性を維持する観点から課されている業務範囲規制も重要であり、慎重に検討していく必要がある。 ＜金融庁＞	

要望項目	6 .銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きの簡素化(認可から届出へ変更)	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・要望理由	銀行持株会社が、グループに属する2以上の会社に共通する業務を実施する場合の手続きを認可から届出へ変更する。 ○2017年4月より、銀行持株会社は内閣総理大臣の認可を得たうえで、グループ内の銀行を含む2以上の会社に共通する業務であって、持株会社が実施することがグループの業務の一体的かつ効率的な運営に資する業務(共通・重複業務)を営むことが可能となった。 ○共通・重複業務の内容は、システムの設計・運用・保守、福利厚生に関する事務等であり、その多くが銀行法施行規則第17条の3第1項の従属業務または同条第2項の金融関連業務と重複している。 ○銀行が従属業務または金融関連業務を営む会社を子会社とする際の手続きは届出となっている。従属業務・金融関連業務を銀行の子会社で営む場合と銀行持株会社で営む場合で、グループ全体の健全性に与える影響に差はないと考えられる。 ○本件は、グループ内で共通・重複する業務に限って銀行持株会社に集約して効率化を図るものであり、銀行持株会社によるグループの経営管理が疎かになるとは考えられない。 ○これらの点から、銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きも届出として問題ないとする。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「認可制から届出制とすることを前提に検討を行う」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	
現行規制の根拠	銀行法第52条の21の2 銀行法施行規則第34条の14の4	
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きについて、監督上の必要性や他業態の状況、金融機関における事務負担軽減等の観点を踏まえ、認可制から届出制とすることを前提に検討を行う。 ＜金融庁＞	

・議決権保有制限（いわゆる５％・１５％ルール）の見直し

要望項目	７．事業承継会社に関する５％・１５％ルールの例外措置の緩和 銀行本体からの出資の許容	新規項目
要望内容 ・要望理由	事業承継会社に関する５％・１５％ルールの例外措置について、銀行本体からの出資を可能とする。 ○ 2019 年 10 月より、事業承継会社の議決権につき、銀行の投資専門子会社経由で 100％まで出資することが可能となった（保有可能期間 5 年）。 ○ 投資専門子会社の設立・維持には、相当のコスト、労力、人材が必要である。５％・１５％ルールの例外措置が銀行本体からの出資に拡充されれば、投資専門子会社を保有していない銀行による取引先の事業承継支援が可能となるほか、出資も含めたワンストップでの事業承継支援が可能となる。	
現行規制の根拠	銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号の 2、第 16 条の 4 第 7 項 銀行法施行規則第 17 条の 2 第 7 項・第 11 項	

要望項目	7．事業承継会社に関する5％・15％ルールの例外措置の緩和 保有可能年数の延長	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	投資専門子会社による事業承継会社の議決権の5％・15％超の保有可能年数を5年から10年に延長する。	
	○投資専門子会社による事業承継会社の議決権の5％・15％超の保有可能年数は5年とされている。 ○事業承継は事業再生と同様、事業戦略の見直しやガバナンスの再構築等を伴うものもあり、その支援期間は5年を超えることがある。例えば、オーナー経営者が不在となった中小企業について、後継者を育成し、成長の軌道に乗せるには5年では足りない。また、株式の売買・譲渡やM＆Aなど出口戦略にも時間を要する。 ○事業再生会社については、10年間、5％・15％超の議決権保有が認められており、事業承継会社に関する例外措置との平仄がとれていない。	
現行規制の 根拠	銀行法第16条の2第1項第12号の2、第16条の4第7項 銀行法施行規則第17条の2第7項・第11項	

要望項目	7．事業承継会社に関する5％・15％ルールの例外措置の緩和 事業承継会社の非上場要件の撤廃	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	事業承継会社の非上場要件を撤廃し、上場会社の議決権の5％・15％超の保有を可能とする。	
	○ 投資専門子会社による事業承継会社の議決権の5％・15％超の保有につき、事業承継会社は非上場会社であることが要件とされている。 ○ 上場会社がMBOにより非上場化して事業承継を行うケースにおいて、銀行に対し、投資専門子会社から買収用特別目的会社（SPC）に買収資金の原資を出資してほしいとのニーズが寄せられているものの、本要件があるため、現状は対応できていない。 ○ 例外措置の対象となる事業承継会社の要件を緩和し、最終的に非上場会社となる場合に限定して、上場会社向けの事業承継支援を可能としていただきたい。	
現行規制の 根拠	銀行法第16条の2第1項第12号の2、第16条の4第7項 銀行法施行規則第17条の2第7項・第11項	

要望項目	8 . 投資専門子会社の投資「専門」要件の撤廃	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	投資専門子会社経由の 5 %・15% ルールの例外措置につき、投資「専門」ではない子会社（他の業務を併営している子会社）からの出資も対象とする。 ○ 事業承継会社やベンチャービジネス会社等の議決権は、投資専門子会社経由でのみ 5 %・15% 超の保有が認められている。 ○ 投資専門子会社は、銀行法施行規則において、資金供給業務およびこれに附帯する業務を専ら営む会社と定義されており、他の業務を併営することができない。 ○ コンサルティング業務や人材紹介・人材派遣業務の併営が可能となれば、投資専門子会社の機能強化につながるほか、事業承継等の取引先の経営課題に係る多様なニーズにワンストップで対応することが可能となる。	
現行規制の 根拠	銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号 銀行法施行規則第 17 条の 2 第 13 項	

．銀行グループの保有リソースの最大活用

要望項目	９．銀行グループによる人材派遣業務に係る規制緩和	継続項目 (2019年度より)
要望内容 ・ 要望理由	収入依存度規制の制約なく、銀行グループで人材派遣業務を営めるようにする。 ○ 少子高齢化が進む中、地域における人材不足は深刻化しており、地方銀行が取引先の経営支援等を行う過程で、人材に関する数多くの相談が寄せられている。 ○ 2018年3月、銀行本体および金融関連業務子会社・兄弟会社が、「その他の付随業務」として、取引先企業に対する人材紹介業務を営めることが明確化された。一方、人材派遣業務については、触れられていない。 ○ 人材に関する相談が寄せられる取引先の業種、取引先が求める人材や雇用形態は様々である。最近は、特に、雇用後のミスマッチを回避しつつ安定的な直接雇用につながりやすい「紹介予定派遣」^(注)のニーズが強い。 (注)派遣先への職業紹介を予定して派遣(派遣期間は最長で6か月)をするもの(労働者派遣法第2条第4号)。 派遣先が、派遣労働者として受け入れてから、派遣先と派遣労働者の希望が合えば、派遣先が派遣労働者を直接雇用する。 ○ 人材派遣については、従属業務子会社・兄弟会社での対応が認められているものの、収入依存度規制が課せられているため、最近のニーズ急増に対応しきれなくなっている。 ○ 人材派遣業務が銀行法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化する、あるいは、収入依存度規制を大幅に緩和し、銀行グループとして、収入依存度規制の制約なく人材派遣業務を営むことを可能にしたい。 ○ これにより、人材紹介と人材派遣を使い分けた提案等が可能となり、取引先の人材に関する様々な課題の解決を支援できる。	
現行規制の	銀行法第10条～第12条、第16条の2	

根拠	銀行法施行規則第 17 条の 3 平成 14 年 3 月 29 日金融庁告示第 34 号 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 2
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 人材派遣業務については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、検討を行う。＜金融庁＞

要望項目	10．銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	継続項目 (2017年度より)
要望内容 ・要望理由	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。 ○銀行がＩＴ技術等を活用しながら業務効率化を進める中で、店舗等の保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○例えば、次のようなケースである。 ・店舗の統廃合等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・店舗の移設・新設、改築等に際し、事業に必要とされるものより広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・店舗の駐車場等を賃貸する。 ・ホール、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。 ○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建替えに際して、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を図るべきであるとの提案を受けることも多い。 ○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件（「賃貸等を行わざるを得ない場合」であること、経費支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと等）を満たしていることを自ら拳証しなければならない。このため、殆どの銀行が賃貸を躊躇しており、上記のようなニーズや提案に応えられないのが実情である。 ○現状、「国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体」（以下、公共的主体）からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を弾力運用することが認め	

	られている。しかし、公共的主体が、私企業である銀行に要請することを躊躇したり、要請を得られるまでに長期間を要するケースが多い。 ○公共的主体からの要請がない場合でも自由に賃貸ができるよう、監督指針を見直していただきたい。 ○銀行が、自ら保有し、遊休化した不動産を賃貸することが、他業禁止の趣旨（本業専念による効率性の発揮、他業リスクの排除）に反するとは考えにくい。また、銀行は、銀行法や独占禁止法によって、利益相反の弊害を生じさせない態勢整備義務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することにより問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、店舗等の保有不動産の減損の可能性を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減損を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助となると考えられる。
現行規制の根拠	銀行法第 10 条第 2 項、第 12 条 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 (4) (注 1) ~ (注 3)
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行う。＜金融庁＞

要望項目	11．銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースの外部賃貸を認める。 ○ 銀行持株会社は、持株会社グループの経営管理およびこれに附帯する業務のほか他の業務を営むことができない。 ○ 現状、銀行持株会社が保有する不動産に余剰スペースが生じても、外部の事業者に賃貸することは認められていない。 ○ 銀行が保有不動産を賃貸できる範囲（「その他の付随業務」の範囲）と同程度まで、銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースを賃貸することが可能となれば、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に賃貸し、地域活性化の促進、にぎわいの創出に貢献できると考えられる。 ○ 銀行持株会社は、グループに属する会社に対してであれば、認可を得たうえで保有不動産の賃貸を実施することが許容されている。余剰スペースに限定すれば（「その他付随業務」と同程度に限定）、賃借先をグループ会社から第三者に広げても、銀行持株会社によるグループの経営管理が疎かになるとは考えられない。	
現行規制の 根拠	銀行法第 52 条の 21、第 52 条の 21 の 2 銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3	

要望項目	12．銀行がオペレーティングリースの媒介業務を営めることの明確化	継続項目 (2019年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行によるオペレーティングリースの媒介業務が銀行法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化する。 ○ 銀行本体におけるリース業務としては、銀行法上、ファイナンスリースの取扱いおよびその代理・媒介が認められている。 ○ 現状、取引先にオペレーティングリースへのニーズがある場合には、グループ内外のリース会社を紹介している。銀行担当者は、具体的な商品・サービスやコストの説明を行えないため、取引先が実際にリース会社と面談した際、商品がニーズに合致しないという不都合が生じている。 ○ 銀行本体でオペレーティングリースの媒介業務を営むことができれば、取引先に対し、融資やファイナンスリースと組み合わせて最適な資金計画を提案できる。 ○ オペレーティングリースは、銀行法上、金融関連業務会社に認められている業務であり、銀行の本業（融資や取引先の経営支援）との親和性も高い。媒介であれば、リース物件を自身で保有しないため、付随するリスクは限定的である。 ○ 昨年度要望に対し、金融庁より「引き続き検討していく」旨の回答が示されており、早期の実現に向けた検討をお願いしたい。	
現行規制の 根拠	銀行法第10条第2項第18号 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 (4)	
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 オペレーティングリースの媒介について、取引先企業に対する経営支援等の観点から行われるものに関しては、銀行業務との機能的な親近性を認める余地も考えられる。他方、現行法上認められているファイナンスリース及びその代理・媒介とは異なり、オペレーティングリースは物件の賃貸業に近い性質の業務であり、具体的な商品・サービスの説明等を行うことによる契約仲介責任など、銀行業務とは異種のリスクを抱える可能性があるため、明確化については引き続き検討していく。＜金融庁＞	

要望項目	13．銀行が自行開発システムの販売・媒介業務を営めることの明確化	継続項目 (2019年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行が、システムの販売・媒介を行うことが、銀行法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化する。 ○ 銀行が自ら開発した優れたシステムを販売・媒介することは、売り手・買い手双方にとって有益である。 ○ 取引先の経営支援の一環として、銀行が自身の業務管理等のシステムを販売・媒介できれば、取引先の事務効率化、生産性向上につながる。また、銀行が開発し、自ら利用しているシステムの販売・媒介は、銀行業務に付随するものであり、余剰能力の活用にも資する。 ○ 特に、システムベンダー等と共同開発したシステムにつき、販売の媒介を行う場合に銀行が抱えるリスクは極めて限定的と考えられる。 ○ 昨年度要望に対し、金融庁より「引き続き検討していく」旨の回答が示されており、早期の実現に向けて検討を加速していただきたい。	
現行規制の 根拠	銀行法第10条～第12条 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 (4)	
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 銀行が開発したシステム等の提供を通じて、取引先企業の課題解決や生産性向上を図ることが可能となる場合には、銀行の取引先企業に対する経営支援強化の観点から、銀行業務との機能的な親近性を認める余地も考えられる。また、銀行が開発し、自ら銀行業務のために利用しているシステムであれば、その販売、販売の代理・媒介は、余剰能力の活用に資するものと考えられる。 しかしながら、システムの販売やその媒介に伴い、銀行業務とは異種のリスクを抱える可能性も考えられることから、明確化については引き続き検討していく。＜金融庁＞	

．デジタル化の推進

要望項目	14．税・公金の電子納付の推進	継続項目 (2019年度より)
要望内容 ・ 要望理由	(a) 「地方税共通納税システム」について、利用可能税目を拡大する。 (b) <u>納付に必要な情報を格納したQRコードの納付書への付与を推進する。</u> — 下線部分は本年度要望から追加。 ○ 税・公金の多くは、書面の納付書により納付されており、納付者、収納機関（国・地方自治体）、銀行にとって多大なコスト負担となっている。 —— 「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」の調査レポート（2019年3月14日）によると、電子納付の利用は約32%に留まる。また、同レポートによると、税・公金収納に係る金融機関全体の主なコストは年間約622億円にのぼる。 —— 書面による税・公金の納付は、地方銀行全体で年間約1億3千万件にのぼる。 (a) 「地方税共通納税システム」について、利用可能税目を拡大する。 ○ 2019年10月の「地方税共通納税システム」の稼働により、全ての地公体に対して地方法人二税等の電子納付を行える仕組みが実現した。利用可能税目が拡大（固定資産税や自動車税等）されれば、利用者利便の向上に資する。 —— 「成長戦略フォローアップ」（2020年7月17日閣議決定）において、「地方税共通納税システムの対象税目の拡大として、（中略）納税者からの要望が多い税目への拡大について検討を継続し、システムの利用促進に向けた今後の方向性を得る」とされている。 ○ 「地方税における電子化の推進に関する検討会」（全銀協、経団連、総務省、地方税共同機構等で構成）において検討が進められていると認識しており、早期の実現に向けて検討を進めてほしい。	

	<u>(b) 納付に必要な情報を格納したQRコードの納付書への付与を推進する。</u> ○ <u>現行の納付書に、納付に必要な情報を格納した全国共通のQRコードが印字されれば、以下のように納付者の利便性向上、収納機関（国・地方自治体）・銀行の事務効率化、コスト削減につながる。</u> ・ <u>納付者：すべての金融機関・支店であらゆる税・公金の納付を可能にするための第一歩となる（現在は指定金融機関、収納代理金融機関のみで受付可能）。また、スマートフォンでQRコードを読み取って納付するサービスが提供されれば納付方法が多様化する（非対面納付が可能になる）。</u> ・ <u>収納機関（国・地方自治体）：銀行から消込情報をデータで受領できるようになれば、消込作業にかかるコストを大幅に削減できる。納付方法の多様化により、徴収率の向上が見込める。</u> ・ <u>銀行：消込情報の収納機関へのデータ送付化に伴い、収納機関（国・地方自治体）の会計規則等が改正されれば、書面の納付書の仕訳・搬送作業が不要になる。</u>
現行規制の根拠	—
昨年度要望に対する回答	【検討に着手】 賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方公共団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、課税庁が納税者に対し税額や納付時期などを納税者に知らせる納税通知書及び課税明細書に記載される情報を電子的に納税者へ送信する仕組みや税額等の情報と電子納付される金額等の情報を紐付ける仕組みについては現在なく、納税者側の環境整備や地方公共団体の実務・コストメリットの精査が必要である。（中略）地方公共団体の理解を踏まえながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、地方税共通納税システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得ていくこととしている。＜総務省＞

要望項目	15．個人番号（マイナンバー）の銀行業務・事務での活用	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	個人番号（マイナンバー）を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。 ○ デジタル・ガバメント閣僚会議の下部会合「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」の検討課題として、「マイナンバー制度の利活用範囲の拡大」があげられ、金融分野としては、公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、預貯金付番のあり方等の検討が進められている。 ○ 銀行が以下のような業務・事務にマイナンバーを利用することが可能になれば、地公体や銀行等の業務・事務の効率化につながる。 ・ 名寄せ業務への活用により、ペイオフ対応の精度を向上できる。 ・ 地公体等からの預金口座照会対応、税金収納・還付事務、預金差押え事務等、他機関との預金者情報の共有にあたり、マイナンバーをキーとした検索等を行うことで正確で効率的な対応が可能になる。 ○ また、地公体の住民情報データベースと銀行の顧客情報データベースを連携させ、自動で顧客情報（住所・氏名等）が即時更新される仕組みが構築されれば、顧客が各行に住所変更手続き等を行う必要がなくなるため、顧客の利便性が大幅に向上する。 ○ 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」において、預貯金付番のあり方等に加え、銀行の業務・事務へのマイナンバーの利用範囲の拡大について検討していただきたい。	
現行規制の 根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条	

要望項目	16．報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築する。 ○ 現状、類似の報告・届出を複数の府省庁に提出したり、同一の府省庁に重複した報告・届出をしなければならないケースがある。例えば、銀行の場合、以下のような重複した届出等がある。 ・ 確定拠出年金運営管理機関は、役員の兼職状況や主要株主の商号・住所・持株割合に変更があった都度、厚生労働大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これらについて内閣総理大臣への届出等を行っており、銀行が確定拠出年金運営管理機関となっている場合、重複した行政手続きとなっている（「No.33」参照）。 ・ 銀行の信託契約代理業を営む営業所に所在地変更があった場合、内閣総理大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、営業所の位置変更について内閣総理大臣への届出を行っており、重複して内閣総理大臣に届出を行っている（「No.34」参照）。 ○ 民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築すれば、重複した報告・届出を削減でき、民間企業の負担軽減、行政の効率化に資すると考える。	
現行規制の 根拠	—	

要望項目	17．預金差押通知書の電子化による預貯金照会事務との一体的なデジタル化の実現	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	預貯金照会から預金差押までの事務をデジタル化するため、預金差押通知書を電子化する。 ○ 預金の差押えは、国税庁および地方自治体から滞納者の預金口座のある銀行店舗に対し、書面の債権差押通知書が郵送・持参されることにより行われており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○ 現在、預貯金照会事務については、「デジタル・ガバメント実行計画」(2019 年 12 月閣議決定)を踏まえ、金融庁・国税庁等においてデジタル化に向けた検討が進められている。 ○ 預金差押通知書が電子化されれば、預貯金照会から預金差押までの一連の事務のデジタル化を実現でき、国税庁・地方自治体および銀行の双方にとって、事務処理の効率化、負担軽減につながる。	
現行規制の 根拠	国税徴収法第 62 条第 1 項 国税徴収法施行規則第 3 条、別紙様式第 4 号 地方税法第 48 条第 1 項、第 68 条第 6 項	

要望項目	18．外為法に基づく「支払又は支払の受領に関する報告書」の原則オンライン化	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	外国為替及び外国貿易法に基づき、顧客が日銀に提出する「支払又は支払の受領に関する報告書」について、原則、オンラインによる提出とする。 併せて、国際収支項目番号を簡素化・スリム化する。	
	○ 3千万円超の外国への支払または外国からの支払の受領をした場合、「支払又は支払の受領に関する報告書」を日銀に提出する必要がある。その提出方法は、銀行を経由した書面による方法と、銀行を経由しないオンラインによる方法がある。 ○ 書面による方法を廃止し、オンラインによる提出に一本化することで、ペーパーレス化による日銀・銀行の書面取扱い負担の軽減につながるほか、提出者と日銀の間で完結するため、迅速で正確な報告が可能となる。 ○ また、本報告書に記載する国際収支項目番号が細分化されており、適切な番号を特定することが困難である。報告書の提出方法の見直しと併せて、当該番号の簡素化・スリム化を行っていただきたい。	
現行規制の 根拠	外国為替及び外国貿易法第 55 条 外国為替の取引等の報告に関する省令第 3 条、別紙様式第 3 号・第 4 号	

要望項目	19．税務署からの書面の口座振替依頼の電子化	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	税務署からの納税に係る口座振替依頼について、書面を廃止し電子化する。 ○ 国税の振替納税^(注)については、納税者が口座振替依頼書を申請期限までに税務署等に提出することになっている。国税庁は、税務署に提出された依頼書を取りまとめ、各銀行の口座振替の事務処理を行う事務センター等に対し、データ形式で送付している。 (注) 納税者名義の預貯金口座から、口座引落しにより国税(申告所得税、消費税等)を納付する手続き。事前に税務署または希望する金融機関に対し、振替依頼書を提出する必要があるが、次回以降は自動的に振替納税が行われる。 ○ しかし、申請期限を超過した口座振替依頼については、税務署から該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付されており、各営業店において期日管理、口座振替処理、税務署への振替結果報告等の事務負担が生じている。 ○ 期限超過分についても、書面ではなく、事務センター等にデータ形式で送付する方法に一元化されれば、銀行はもとより、税務署においても口座振替依頼書の作成事務の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。	
現行規制の 根拠	—	

要望項目	20．利子補給事業における申請書等への押印の廃止等	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	利子補給事業における各種申請書等への頭取印を廃止する。また、申請書類等の郵送を廃止し、電子化する。 ○環境省の「地域 E S G 融資促進利子補給事業」、経済産業省の「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」等の利子補給事業においては、指定金融機関の公募申請から個別案件の利子補給申請、各種報告等で頭取印が必要な書類が多数ある。また、これらの書類は郵送および電子メールによる提出が求められている。 ○政府において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが進められており、その一環として、利子補給事業における各種申請書等の頭取印を廃止していただきたい。電子メールによる提出のみでよいこととすることで、行政、銀行双方のペーパーレス化、事務効率化につながる。 ○また、利子補給事業によって、申請書等の様式が異なっており、内容確認等に時間がかかっている。作成負担を軽減する観点から、類似の申請書等の様式を統一していただきたい。	
現行規制の 根拠	令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業[地域 E S G 融資促進利子補給事業]）に係る指定金融機関公募要領・交付規程 令和 2 年度省エネルギー設備投資に係る利子補給金公募要領・交付規程	

・顧客の利便性向上に資する見直し

要望項目	21．銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	継続項目 (2006年度より)
要望内容 ・要望理由	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制）を廃止またはさらに緩和する。 ○現状、銀行窓販における圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを謝絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が著しく損なわれている。 ○例えば、法人の経営者からは、万一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を取り巻くリスクを補償する法人向けの保険について、融資先に対するコンサルティングの一環として販売してほしいとの声が寄せられている。しかし、こうしたニーズに応えることすら、弊害防止措置により、できない状況にある。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている」としている。保険窓販を巡る状況には次のような変化が生じており、弊害防止措置の見直しの必要が生じていると考える。 ・銀行は、顧客本位の業務運営体制（フィデューシャリー・デューティー）の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 ・銀行の保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白で、圧力販売が生じえないチャネルからの申込みが増加している。 ○直ちに弊害防止措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和を検討していただきたい。 (a) 損害保険を融資先販売規制の対象外とする 生命保険のように長期性、再加入困難性がないことから弊害防止措置の対象とする必要がない。 最近、豪雨など大規模な災害が多発していることを受け、取引先の危機意識が高まり、天災に備え	

る損害保険を提案してほしいといった要望が増えている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染症に備える保険に対するニーズも高まることが想定される。

2019 年 7 月 16 日、中小企業の事業継続力強化の支援を行うこと等を目的とした「中小企業強靱化法」が施行された。本法律に基づく基本方針において、中小企業は、自然災害発生時にも事業活動を継続できるよう、損害保険への加入等のリスクファイナンス対策を講ずる必要があるとしている。銀行による取引先への損害保険の販売は、本法律の趣旨に沿うものである。

(b) 融資先（従業員 50 人以下）の従業員を融資先販売規制の対象外とする

役員等ではない従業員は自らの勤務先がどの銀行から融資を受けているかを知らないことが多い。家計の安定的な資産形成が求められる中、本規制は、保険を活用した資産形成や保障の充実等を図るための提案を阻害している。

(c) 特例地域金融機関の小口規制を緩和する

特例地域金融機関^(注)は、1 契約者あたりの通算保険金額・給付金額に制限（小口規制）があり、顧客の必要保障額を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損ねている。1 契約者あたりの通算保険金額・給付金額の上限を引き上げるべきである。

（注）特例地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が 20 人以下（特例地域金融機関でない場合 50 人以下）に緩和される一方、販売商品が小口に限定される。

(d) 非公開情報保護措置の適用除外の範囲を拡大する

非公開情報保護措置は、銀行が固有業務を行うことを通じて得た顧客情報を保険募集に利用すること等を禁止している。本規制は、銀行にのみ課されており（例えば証券会社等は対象外）、合理性がない。直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の準備行為（保険の募集を目的としたリストの作成等）を本規制の対象外としていただきたい。

現行規制の 根拠	保険業法施行規則第 212 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号・第 3 号、第 4 項、第 212 条の 2 第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号・第 3 号、第 4 項、第 234 条第 1 項第 10 号・第 14 号・第 15 号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 - 6
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものである。(中略)銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている。＜金融庁＞

要望項目	22．生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	継続項目 (2000年度より)
要望内容 ・ 要望理由	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係（役職員の兼職、出向等の人事交流）を有する法人に関する規制については廃止する。 ○ 生命保険募集人（銀行等）と「密接な関係」（一定の資本関係や人事交流等）を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっている。本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 ○ 銀行から役職員が出向している法人や、役職員が兼職している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先や役職員数が数百名超の大手企業など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、企業等の人手不足への対応や地方創生への貢献の観点から、それに応じるというケースが増加しているが、そうした場合でも出向先の全役職員に対して生命保険募集はできなくなる。 ○ 加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要がある。個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことにより顧客に無用な不信感を惹起する結果となっている。 ○ 保険窓販に関する圧力販売については、独占禁止法の禁止規定が存在しているほか、要望項目「21．銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和」で述べた窓販を巡る状況を踏まえれば、本規制は不要である。 ○ 直ちに本規制を廃止することが困難な場合、生命保険募集人と人的関係を有する法人について、役員でなく一般職員としてのみ出向している場合や、出向人数が僅少である等の圧力販売が起こり得ない先について、本規制の対象外とすることを検討していただきたい。	

	○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。
現行規制の 根拠	保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 2 号 平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 238 号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 - 2 (11)
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要がある。＜金融庁＞

要望項目	23．銀証間の情報授受規制の撤廃	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制を撤廃する。 ○ 銀行グループ内の銀行・証券会社の間で顧客情報を共有するには、あらかじめ書面による顧客の同意を得る必要があり、顧客・金融機関双方にとって負担がある。 ○ 本規制は、顧客情報保護、利益相反による弊害防止、優越的地位の濫用防止の観点から課されているとされている。 ○ については、個人情報保護法上、グループ内における個人データの共同利用が認められており、銀証間の情報共有について、事前の書面同意を必要とすることは、過剰規制と考える。 ○ は、情報共有自体ではなく、情報の不適切な利活用の防止を目的としており、これは書面同意の取得により達成できるものではないと考える。不適切な利活用を防止するため、別途、銀行法（利益相反管理体制の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の防止）、金融商品取引法（優越的地位を不当に利用した金融商品契約の締結・勧誘の禁止、顧客の利益が不当に害されないような情報管理・体制整備）による防止措置が講じられており、それらの実効性を高めるために当局によるモニタリングが行われている。 ○ 銀行・証券会社間での情報授受規制が撤廃されれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた非対面取引へのニーズに対応できるほか、銀行グループによる総合的な金融サービスを迅速かつ適切なタイミングで提供できる。 ○ 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」において、主な検討課題として「金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等のあり方」があげられており、前向きな検討を期待する。	
現行規制の 根拠	金融商品取引法第44条の3第1項第4号、第2項第4号 金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第1項第4号	

要望項目	24．成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引時確認義務の緩和	継続項目 (2018 年度に要望)
要望内容 ・ 要望理由	成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引の場合、銀行による被後見人等の取引時確認を不要とする。または、被後見人等の取引時確認を顔写真のない本人確認書類で行う場合の、転送不要郵便による追加確認を不要とする。 ○ 成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人（以下、成年後見人等）が、被後見人等名義の口座開設を行う際、銀行は成年後見人等に対し、被後見人等の本人確認書類の提示を求めている。 ○ 被後見人等の取引時確認を顔写真のない登記事項証明書で行う場合、転送不要郵便等による追加確認が必要となる。 ○ しかし、被後見人等が入院や施設に入居していることにより転送不要郵便等が返送されてしまい、口座開設ができないケースがある。被後見人等の財産管理に支障をきたしており、銀行窓口で成年後見人等からの苦情が寄せられるケースもある。 ○ 成年後見人等の選任にあたり、家庭裁判所は被後見人等との面談を行ったうえで審判を確定するため、裁判所により本人確認は完了していることから、銀行による被後見人等の取引時確認を不要としても問題ないとする。 ○ 総務省が成年後見人からの相談を受け、「行政苦情救済推進会議」において、成年後見人による取引時確認義務の緩和が必要ではないかとの議論が進められていると認識しており、政府による緩和に向けた検討を期待する。	
現行規制の 根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号	
2018 年度要望 に対する回答	【対応不可】 マネー・ローンダリングのプロセスにおいては、代理人が行う特定取引によって移転する犯罪による収益が真に顧客等のものであるか、あるいは実際には代理人として行動する者のものであるかが不明瞭な場	

合が多いため、犯罪収益移転防止法は、特定事業者に対し、特定取引を行うに際して、原則として、取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等及び代理人両者の本人特定事項の確認を行うことを義務付けており、特定取引とは別の時点で行われた後見人等の選任手続をもって、取引時確認に代えることはできない。

また、家庭裁判所による成年後見人等の選任手続については、法令上の定めがなく、家庭裁判所の運用に任されているものと認識している。したがって、銀行による成年被後見人等の取引時確認を不要とすることはできない。

また、犯罪収益移転防止法は、実際に取引による財産の移転の効果が帰属する本人の本人特定事項の確認を、代理人から一定の本人確認書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示を受ける方法により行う場合、当該本人確認書類の提示のみでは証明力が不足し、かつ、成年後見人等が、成年被後見人等の名前を利用して取引を行おうとする場合が想定しうることから、顧客等の住居に宛てて行う転送不要郵便等による取引関係文書の送付等を義務付けている。登記事項証明書は一を限り発行又は発給された本人確認書類ではなく、提示のみでは証明力が不足することから、転送不要郵便等による取引関係文書の送付等を省略することはできない。＜警察庁＞

要望項目	25．税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・要望理由	税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存（7年）を不要とする。 ○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。 ○税金の収納票等で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力していただく負担を強いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニと対応が異なることは顧客の理解を得られない（現場の混乱を招いている）。 ○税金・公金・公共料金の支払いがテロ資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○昨年度要望に対し、警察庁および金融庁より「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」旨の回答があったが、コンビニによる収納には取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による収納には同記録の保存を必要とする理由を明確に示していただきたい。	
現行規制の 根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第15条第1項 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第22条第1項	
昨年度要望 に対する回答	【対応不可】 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払であっても、これらの取引原資が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、事後的にテロ資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する資金トレースを可能とする必要がある。また、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払については、疑わしい取引の届出義務の対象であり取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられる。	

	F A T F 勧告においても、金融機関は、権限ある当局からの情報提供の要請に対し迅速に応じることができるよう、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を保存することが求められているところである。したがって、税金・公金・公共料金における取引記録の保存を不要とすべきとの提案を受け入れることは困難であると考えている。＜警察庁・金融庁＞
--	---

要望項目	26.「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・要望理由	以下の取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。 (a) 受験料の支払い (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い (c) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い（入学金・授業料と同時に支払われない場合） (d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い (e) <u>大学校の入学金・授業料等の支払い</u> —下線部分は本年度要望から追加。	
	○ 2016年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが極めて低いため、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。 ○ しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと整理されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。 (a) 受験料の支払い 入学金・授業料等に該当するものは、「入学金、授業料と同時に支払われるもの」とされており、受験料は該当しない。入学金・授業料と同様、受験料の支払先は大学等であり、支払目的も明確であることからマネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。 本人確認書類の不足により支払いを受け付けられず、受験料の納付が期限に間に合わないこととなれば、受験機会を奪うことになる。	

(b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い

専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設置には都道府県知事等の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程と一般課程でマネー・ローンダリングに利用されるリスクは同じであると考ええる。

また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られにくい。さらに、振込依頼書に課程の別が記載されておらず、かつ、顧客もどの課程かを認識していないことがあり、その場合には都道府県のホームページで確認する必要があるなど、窓口での対応負担が生じている。

(c) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い（入学金・授業料と同時に支払われない場合）

大学等への施設設備費、図書費、寄付金等は、入学金・授業料と同時に支払われる場合は、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となるが、同時に支払われない場合は対象とならない。入学金・授業料と同時に支払われるかはマネー・ローンダリングに利用されるリスクには関係しないと考ええる。支払先や支払目的が同じであるのに、同時支払いが否かで対応が異なることは顧客の理解を得られない。

(d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い

大学等の学校あての入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、幼稚園あての支払いは対象となっていないことは顧客の理解を得られにくい。幼稚園の設置には都道府県の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。

(e) 大学校の入学金・授業料等の支払い

大学等の学校あての入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」

	<u>の対象となっているが、大学校あての支払いは対象となっていないことは顧客の理解を得られにくい。</u> <u>国、独立行政法人、地方公共団体が設置している大学校であれば、大学等と同様の取扱いとして問題ない考える。</u> ○(c)・(d)については、昨年度要望に対し、警察庁・金融庁より「2020 年度内結論予定」との回答が示されており、早期に検討を進めていただきたい。
現行規制の根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第7号二
昨年度要望に対する回答	【(a)・(b)対応不可、(c)・(d)検討を予定】 (a) 入学金、授業料等の支払いについて簡素な顧客管理を認めることとしているのは、義務教育の課程にある学齢児童及び学生生徒については市町村の教育委員会により学齢簿が編製され、また、高等学校、高等専門学校、大学等については入学資格が義務教育課程の学校の卒業等を前提とし、学校がこれらを確認した上で入学がなされることから、学生の実在性が担保されるためである。一方、入学試験の受験料については、入学前に支払いが行われるもので、学齢簿の確認等の学生の実在性を担保する措置を伴わないことから、入学試験の受験料の支払に係る取引については、簡素な顧客管理を認めることは困難。 (b) 「専門課程」及び「高等課程」については、高等学校及び大学と同様、入学資格が定められており、学生の実在性が担保されている。一方、「一般課程」については、入学資格の定めがなく、学生の実在性が担保されていないことから、簡素な顧客管理を認めることは困難。 なお、入学金等の振込用紙には、専修学校の課程を明記することとされており、金融機関の窓口において、各課程を区別することは可能と考える。 (c) 入学金、授業料と同時に支払われない施設整備費、図書費、寄付金等の支払に係る取引について簡素な顧客管理を認めるべきかどうかについては、マネー・ローンダリングやテロ資金供与リスクを踏まえ、今後検討に値すると考えている（令和元年度内検討開始、令和2年度内結論予定）。

	(d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払に係る取引について簡素な顧客管理を認めるべきかどうかについては、マネー・ローンダリングやテロ資金供与リスクを踏まえ、今後検討に値すると考えている（令和元年度内検討開始、令和２年度内結論予定）。＜警察庁・金融庁＞
--	--

・銀行事務の合理化

要望項目	27．会社法上、取締役会に決定権限がある「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」の弾力化	新規項目
要望内容 ・要望理由	取締役会に決定権限のある「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」に関し、支店規模や設置・変更・廃止の理由を勘案し、ガバナンス上問題ないケースについては、取締役に決定権限を委任できることとする。 ○会社法上、「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」は、取締役会が取締役に決定権限を委任することができない事項となっている。 ○現状、市街地再開発事業・市役所庁舎建替えに伴う仮移転や、店舗の老朽化による建替えのための仮移転、近隣店舗同士の店舗内店舗化など、「重要な業務執行」とは言い難い店舗の設置・変更等についても、全て取締役会で決定しなければならない。 ○店舗の規模や設置・変更・廃止の理由を踏まえ、「重要な業務執行」の範囲に含めなくてもガバナンス上問題ないと考えられるケースについて、取締役会が取締役に決定権限を委任することで、本来の役割である中長期的な課題や経営戦略等に係る議論により多くの時間を割くことができるようになると考えられる。	
現行規制の根拠	会社法第 362 条第 4 項第 4 号	

要望項目	28．銀行の中間事業年度および連結の決算公告の廃止	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	会社法と平仄を合わせ、銀行の中間事業年度および連結の決算公告を廃止する。 ○ 銀行法上、銀行は、中間事業年度および事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書を公告しなければならない。 —— 2011 年の銀行法改正により、有価証券報告書を提出している銀行は、決算公告を免除されている（会社法上は、2005 年の改正により措置された）。このため、現在、公告義務があるのは、それ以外の銀行（例えば、銀行持株会社傘下の銀行）。 ○ 会社法上は、事業年度の株式会社単体の貸借対照表および損益計算書（大会社の場合）を公告するのみでよく、中間事業年度や連結の決算公告を求めている。 ○ 銀行は、別途、銀行法に基づき、中間事業年度および事業年度ごとに、連結決算の情報を含むディスクロージャー誌を公衆縦覧に供しており、十分な情報開示を行っている。	
現行規制の 根拠	会社法第 440 条 銀行法第 20 条第 4 項	

要望項目	29．四半期開示の任意化	継続項目 (2019年度より)
要望内容 ・ 要望理由	四半期開示（四半期報告書および四半期決算短信）を任意とする。 ○ 企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上が求められる中、四半期開示（四半期報告書および四半期決算短信）には、企業や投資家の短期的利益志向を助長しかねないとの批判がある。 —— 英国は2014年、フランスは2015年に四半期開示義務を廃止。ドイツは2015年に法律上の四半期開示義務を廃止（取引所規則によって四半期開示義務が継続）。 ○ 巨額の貸倒の発生や有価証券の減損といった事象が発生した場合は、適時開示制度により速やかに開示されることとなっており、企業の異変の兆候把握は可能である。 ○ 昨年度要望に対し、金融庁より「必要な対応を検討していく」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	
現行規制の 根拠	金融商品取引法第24条の4の7 有価証券上場規程（東京証券取引所）第404条	
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 （前略）第1及び第3四半期開示義務の更なる見直しについては、（中略）投資家をはじめとする様々なステークホルダーの幅広い意見を踏まえ、市場への影響をよく見極めつつ、慎重に検討を行う必要がある。 平成30年6月に公表された金融審議会報告では、現時点において四半期開示制度を見直すことは行わず、引き続き、日本における情報開示の十分性や海外の動向等を注視し、必要に応じてそのあり方を検討していくこととしている。いずれにせよ、海外の動向等を注視しつつ、必要な対応を検討していく。 ＜金融庁＞	

要望項目	30．地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・ 要望理由	地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する。または、地公体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。 ○ 地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関（以下、指定金等）には担保提供義務が課されている。 ○ 収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛かり中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。 ○ また、地公体と指定金等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 ○ これらの点から、法令で全ての指定金等に担保提供を義務付けることは、あまりにも過剰な規制だと考える。 ○ 総務省による公営企業会計適用の推進に関する要請^(注)を受け、下水道事業等の地方公営企業法非適用企業による公営企業会計への移行が進んでいる。移行にあたり、銀行に対して地公体から出納（収納）取扱金融機関の引受要請があり、新たに担保提供を求められ、地公体および銀行の負担となっている。 （注）2015年1月27日付で都道府県および人口3万人以上の市区町村に対し、2015年度から2019年度までに下水道事業および簡易水道事業（以下、重点事業）について公営企業会計に移行すること等を要請。 2019年1月25日付で人口3万人未満の市区町村に対し、重点事業について遅くとも2023年までに公営企業会計に移行すること等を要請。 ○ 銀行は、指定金融機関業務を無償もしくは低廉な金額で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が軽減されないのであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるをえない銀行もでてくると考える。	
現行規制の 根拠	地方自治法施行令第168条の2第3項 地方公営企業法施行令第22条の3第2項	

昨年度要望
に対する回答

【対応不可】

現行制度においては指定金融機関等に担保提供義務を課しているのは、公金管理の安全性を確実に担保する必要があるためである。

（中略）地方公共団体に対するアンケート調査においては「事務委託契約の損害賠償規定は担保提供が前提であるため、担保提供義務制度は必要である」などの理由により、８割超の地方公共団体が現行制度を維持すべきと回答していることや、調査後もこれを変更すべき社会情勢の変化もないことから、現行制度を維持すべきであると考えている。

なお、現在、公営企業会計の適用を推進しているが、公金管理の安全性を確実に担保する必要性については、公営企業の出納取扱金融機関・収納取扱金融機関においても同様であるため、担保提供義務を課す現行制度については維持すべきであると考えている。また、公営企業の出納取扱金融機関等について、指定金融機関と同じ金融機関を指定した場合に、既に指定金融機関から提供されている担保を分割させることは可能である。＜総務省＞

要望項目	31．保険募集先における影響遮断および保険募集制限先の確認に係る口頭説明の許容	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	保険募集における影響遮断および保険募集先の確認について、口頭で説明したうえで事後的に書面交付を行うことを可能とする。 ○ 銀行は顧客に対し、 保険契約の締結の代理・媒介に係る取引が銀行の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、および 保険募集制限先等に該当するかどうかを確認するための説明を、あらかじめ書面の交付により行わなければならないとされている。 ○ 顧客に非対面取引のニーズがある場合、事前に書面を郵送したうえで説明する必要があり、迅速な対応ができていない状況にある。 —— 書面交付に代えて電磁的方法での提供も認められているが、顧客がＰＣを保有しておらず、電話での対応を希望している場合には、郵送でのやりとりが必要になる。 ○ 保険募集の非公開情報保護措置^(注)では、口頭による同意を得たうえで、その旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法が認められている。 (注) 銀行が、事前に書面その他の適切な方法により顧客の同意を得ることなく、非公開金融情報を保険募集に利用することが禁止されている。 ○ 非公開情報保護措置と同様、保険募集における影響遮断および保険募集先の確認についても口頭説明・事後の書面交付が認められれば、最終的な契約までに他の書類と合わせて書面交付を行うことで足り、顧客の利便性に資すると考えられる。	
現行規制の 根拠	保険業法第 300 条第 1 項第 9 号 保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 8 号・第 9 号	

要望項目	32．選挙供託制度の見直し	継続項目 (2019年度より)
要望内容 ・ 要望理由	選挙の立候補届出日および補充立候補締切日が休日にあたる場合、供託金の納付完了が銀行の翌営業日となることを認める。 ○ 公職選挙法に基づく選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件となっている。 —— 立候補の届出書に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。 ○ 選挙の立候補届出日(公示日・告示日)および補充立候補締切日が休日にあたる場合、日本銀行代理店となっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日出勤により対応している。 ○ 休日にあたる場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の翌営業日とすることを認める(届出の当日に「供託したことを証明する書面」が添付されていなくとも、当該書面を事後提出すれば、届出を有効なものとする)扱いとすれば、代理店の休日対応が不要となる。 —— 昨年度要望に対する総務省のコメントは、「立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必要とされている。(中略)立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして取扱うことができなくなる」。 ○ 供託金は電子納付が可能である。また、立候補者希望者があらかじめ納付しているケースが多いため、立候補届出日当日に代理店に立候補者希望者が来店するケースは稀であり、翌営業日扱いを認めても影響は軽微と考えられる。 ○ また、行政のデジタル化を進める中で、将来的には、電子納付への一本化(代理店での供託事務の廃止)も検討していただきたい。	
現行規制の 根拠	公職選挙法施行令第88条第4項、第88条の3第4項、第88条の5第4項、第89条第2項 日本銀行代理店等関連規定「国庫事務例集(代理店用)2/公職選挙法により選挙が行われる場合の供託事務の取扱いについて」	

昨年度要望 に対する回答	【対応不可】 公職選挙法では、真に当選を争う意思のない候補者の乱立や売名目的のための立候補を防止するため、供託の制度が設けられており、立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必要とされている。立候補届出期間は、選挙の期日の公示日又は告示日の一日間のみであり、立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして取扱うことができなくなることから、提案への対応は困難と考える。＜総務省＞
-------------------------	---

・当局届出等の簡素化

要望項目	33．確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	継続項目 (2016年度より)
要望内容 ・要望理由	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の(a)役員の兼職状況、(b)主要株主の商号・住所・持株割合、(c)役員の電話番号の届出を廃止する。 ○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要がある。この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 ○次の項目については、以下の理由から記載を不要としても問題ないとする。 (a) 役員の兼職状況 銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の運営登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。 (b) 主要株主の商号・住所・持株割合 銀行法上、銀行の議決権を5%超保有する株主は内閣総理大臣への届出が必要であり、それを確認すれば足りる。 (c) 役員の電話番号 登録申請書に添付する役員の履歴書に電話番号の記載が必要になっているが、確定拠出年金運営管理機関にふさわしくない者が役員にいないことを確認するためであれば、役員の氏名の届出で足り、電話番号は不要とする。 ○上記届出を廃止する、または、「No.16 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」により、重複した届出等を撤廃していただきたい。	

	○昨年度要望に対し、厚生労働省より「各届出事項の省略・廃止については、監督上の必要性を考慮しつつ、検討する」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。
現行規制の 根拠	確定拠出年金法第 89 条、第 92 条第 1 項 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 2 条、第 3 条、様式第 2 号
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 各届出事項の省略・廃止については、監督上の必要性を考慮しつつ、検討する。＜厚生労働省＞

要望項目	34．信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地変更届の廃止	継続項目 (2019年度より)
要望内容 ・要望理由	信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地に変更があった場合の届出を廃止する。 ○ 銀行が信託契約代理業の登録を受ける場合、内閣総理大臣に信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地等を記載した申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更があった場合、銀行は30日以内に変更の届出を行わなければならない。 ○ 銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届出を確認することで所在地変更の確認は可能である。 ○ 信託契約代理店が、営業所・事務所の所在地を記載した「信託契約代理業務に関する報告書」を、事業年度ごとに内閣総理大臣に提出していることに鑑みても、本件届出は不要と考える。 ○ 本届出を廃止する、または、「No.16 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」により、重複した届出等を撤廃していただきたい。	
現行規制の 根拠	信託業法第68条第1項、第71条第1項	
昨年度要望 に対する回答	【対応不可】 銀行業と信託契約代理業は異なる業態であり、それぞれの法令において、届出の提出先、時期、罰則規定が異なっている。 銀行業と信託契約代理業を兼業している者を前提にして、いずれか一方の届出を廃止することは困難。 ＜金融庁＞	

要望項目	35．銀行営業所の臨時休業・業務再開に係る手続きの見直し	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	(a) 臨時休業・業務再開時の公告・店頭掲示を廃止する。 (b) 感染症の感染拡大に伴う臨時休業・業務再開の届出等を廃止する。 ○ やむを得ない理由により銀行の営業所を臨時休業する場合、および当該営業所において業務を再開する場合、銀行は金融庁に対して、事前にその旨を届け出るとともに、公告および店頭掲示をする必要がある。 (a) 臨時休業・業務再開時の公告・店頭掲示を廃止する。 ○ 現状、銀行営業所の臨時休業・業務再開については、ホームページ等での対外リリースが徹底されており、公告・店頭掲示を行わなくても十分顧客に周知できている。 ○ 特に、業務再開については、店舗が再開していることが明らかであるにもかかわらず、再開した日から1か月を経過する日まで、公告・店頭掲示を続けなければならない、過剰な規制であると考える。 (b) 感染症の感染拡大に伴う臨時休業・業務再開の届出等を廃止する。 ○ 2019年10月の銀行法施行規則改正により、異常気象等により役職員等の生命に重大な危険を生じさせるおそれがある場合は、臨時休業・業務再開の届出・公告・店頭掲示（以下、届出等）が不要となったが、感染症の感染拡大に伴う臨時休業等の場合はその対象とならない。 ○ 例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、営業所を臨時休業するケースにおいては、緊急的に感染防止に取り組む必要があり、事前の届出等が困難なケースも想定される。 ○ 銀行の営業所の営業時間や休日に関する規制緩和が進む中、本届出等の必要性は薄れていると考える。	
現行規制の 根拠	銀行法第16条第1項、第57条の2第1項第3号 銀行法施行規則第17条第3項第2号	

要望項目	36．業務報告書等の廃止	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行法に基づき提出している業務報告書等を廃止する。 ○ 銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書（以下、業務報告書等）を金融庁へ提出している。 ○ 昨年度要望に対し、金融庁より「業務報告書等については、個々の銀行の監督を行う上で重要なモニタリング資料の一つであるため、当該報告書等自体の廃止は困難」との回答が示されたが、業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、事業報告、ディスクロージャー誌等と重複・類似している。銀行監督上必要なものがあればオフサイト・モニタリングで徴求可能であり、業務報告書等を廃止しても問題ないとする。 ○ 直ちに業務報告書等を廃止することが困難な場合、以下の簡素化を検討していただきたい。 (a) 有価証券報告書を提出している銀行は、業務報告書等の提出を不要とする (b) 業務報告書等の項目を削減する 「第1事業概況書」を削除する（事業報告や有価証券報告書等で概ね代替可能であるため）、決算状況表と重複する事項（自己資本比率の状況等）を削除するなど、項目を削減する。 (c) 添付対応を簡素化する 2017年11月より、業務報告書について「同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる」とされたものの、添付する書類が多い、添付書類の参照箇所を明瞭に記載する必要があるなど事務負担軽減の効果は限定的である。 同一の事項を記載した書類の添付を不要とするとともに、参照する書類の名称（事業報告、有価証券報告書等）を記載するのみでよいこと（参照箇所の記載を不要）を明確化する。	
現行規制の 根拠	銀行法第19条	

昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 銀行法に基づく業務報告書等については、個々の銀行の監督を行う上で重要なモニタリング資料の一つであるため、当該報告書等自体の廃止は困難であるが、金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか慎重に検討を行う。＜金融庁＞
-------------------------	--

要望項目	37．金融庁検査・監督と日銀考査の連携強化	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	金融庁検査・監督と日銀考査に係る銀行の提出データを、金融庁と日銀で共有するなど連携を強化する。 ○ 銀行は、金融庁検査・監督と日銀考査のために、各種データを金融庁と日銀に提出している。 ○ 例えば、この提出データの中には類似のものも多いため、フォーマットの統一化を進めるとともに、さらには銀行が提出したデータを金融庁と日銀が共有する仕組みが構築できれば、銀行と金融庁・日銀の双方の事務効率化につながる。	
現行規制の 根拠	銀行法第 24 条、第 25 条 日本銀行法第 44 条	

要望項目	38．包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」の見直し（簡素化）	継続項目 (2018年度より)
要望内容・要望理由	包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」について、銀行の計算書類、有価証券報告書で代替できない科目のみ事業報告書に記載することにより、作成・提出を不要とする。 ○ クレジットカードを発行する銀行は包括信用購入あっせん業者として、割賦販売法施行規則に定める「財産に関する調書」および「事業報告書」を事業年度毎に経済産業局に提出しなければならない。 ○ 本調書の様式は同施行規則で定められており、その科目は一般事業会社向けのものとなっている。 ○ このため、銀行の貸借対照表と一致せず、組み替えて記載する必要があり、銀行にとって多大な事務負担となっている。 ○ また、調書を提出する際には、計算書類や有価証券報告書を添付している。これらの資料で代替できない科目（「包括信用購入あっせんのカード等に係る未払債務」等）のみ、事業報告書に別途記載することにより、調書の作成・提出は不要として問題ないとする。 ○ 昨年度要望に対し、経済産業省より「必要に応じて当該調書作成に要する銀行等の事務負担量を具体的に把握すると共に、財産に関する調書等報告書類に求める事項を精査した上で検討していく」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	
現行規制の根拠	割賦販売法施行規則第 136 条	
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 本提案を踏まえた財産に関する調書の作成・提出の取扱いについては、必要に応じて当該調書作成に要する銀行等の事務負担量を具体的に把握するとともに、財産に関する調書等報告書類に求める事項を精査した上で検討していく。＜経済産業省＞	